

## 修正対象物品の令和3年度における輸入基準数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、令和3年度における修正対象物品の各輸入基準数量を下記のとおり公表する。

## 記

## 1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	※141,700 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	※206,700 トン

## 2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））

項	概要	国・地域	輸入基準数量
3	牛肉	発効国全体	※625,400 トン
4	豚肉	オーストラリア	807 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン
13	豚肉	メキシコ	121,501 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	9 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	3 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	発効国全体	※6,000 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	発効国全体	※5,333 トン
26	オレンジ	発効国全体	※41,000 トン
27	SPF 製材	カナダ	※1,667,500 m <sup>3</sup>
28	パーティクルボード	ニュージーランド	※68,300 m <sup>3</sup>
29	OSB 等	カナダ	※237,500 m <sup>3</sup>
31	合板	ベトナム	※219,000 m <sup>3</sup>
33	針葉樹合板	カナダ	※7,300 m <sup>3</sup>
35	針葉樹合板	ニュージーランド	※63,600 m <sup>3</sup>

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
37	牛肉	欧州連合	※45,833 トン
38	豚肉	欧州連合	380,267 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,731 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	欧州連合	※2,767 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	欧州連合	※2,400 トン
42	オレンジ	欧州連合	※2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
44	牛肉	アメリカ合衆国	※246,840 トン
45	豚肉	アメリカ合衆国	299,978 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	アメリカ合衆国	※1,175 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	アメリカ合衆国	※1,050 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	※38,950 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
51	牛肉	英国	※45,833 トン
52	豚肉	英国	381,129 トン
53	豚肉調製品	英国	4,731 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	英国	※2,767 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	英国	※2,400 トン
56	オレンジ	英国	※2,000 トン

【備考】

・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）別表第1の項番号。  
 ※豚肉及び豚肉調製品以外の物品の輸入基準数量は、令和3年3月31日に公表済み。